証券コード　4770
2019年６月７日

株　主　各　位

横浜市港北区新横浜三丁目１番１号
図研エルミック株式会社
代表取締役社長　朝　倉　　尉

第42回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第42回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年６月24日（月曜日）午後５時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2019年６月25日（火曜日）午前10時
２．場　　所　横浜市都筑区荏田東二丁目25番１号
株式会社図研　本社・中央研究所１階　図研ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項　第42期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　取締役（監査等委員である者を除く。）５名選任の件
第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第３号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
なお、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.elwsc.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

(1)　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、企業業績の改善を背景に緩やかな回復基調が継続したものの、年度後半より世界的な保護貿易主義拡大の影響による加工型産業の在庫調整が拡がり、景気は踊り場局面となりました。

当社が属する情報通信・エレクトロニクス業界におきましては、ロボットや車載機器を中心にIoTを活用した技術の実用化に向けた開発投資が活発化し、また、ビッグデータ活用に向けた半導体需要は引き続き旺盛でしたが、米中貿易摩擦によって危惧される高機能デバイス部品の輸出減速リスクから、設備投資や新規製品開発投資に慎重になる動きが関連企業で顕在化したため、景況は頭打ちの様相となりました。

このような事業環境の中で当社は、通信ミドルウェア事業の単一セグメントでの事業形態として、この事業に経営資源を集中的に投下するとともに、収益性の低いビジネスからは撤退を進める等、経営基盤の強化に努めております。この事業ポートフォリオの転換により、利益率の高い「高収益」型の事業モデルへの転換が進みつつあります。

さらに、通信ミドルウェア事業の伸ばすべき分野として需要の拡大が期待できるEthernetプロトコル製品・映像ストリーミング製品・FAプロトコル製品・FAアプリケーションパッケージ製品に経営資源を投入し、それぞれにおいて新たな製品・技術やサービスの開発と積極的な販売活動を推進しております。

当事業年度の開発面では、スマートファクトリー実現のためのパッケージ製品としてFA制御機器と高速カメラの統合システムの開発と、コネクテッドカー向けEthernetAVBの製品力強化を行い、販売面では、産業FA向け機能安全ソリューションのパートナー連携をはじめとする各種のプロモーション活動を展開しております。

この結果、当事業年度の売上高は8億63百万円(前事業年度比3.5%増加)となりました。また、損益面では、製品の収益性向上と原価厳格管理に努めたことにより、営業利益は47百万円(前事業年度比107.9%増加)、経常利益は47百万円(前事業年度比110.1%増加)、当期純利益は42百万円(前事業年度比8.1%増加)と、増収増益となりました。

(研究開発)

当事業年度における研究開発活動は、開発本部において、TCP/IPのプロトコルスタック及びONVIF/ストリーミング技術、ネットワーク技術をはじめとした通信ミドルウェア製品等に係る基礎研究、応用研究及び機能安全をはじめとしたFA連携等の工業化研究を行っております。このうち、基礎研究及び応用研究には、21百万円(対売上高2.5%、前事業年度比7百万円減少)を使用いたしました。

② 設備投資の状況

当事業年度は、開発用及び業務用コンピュータのリース契約による導入、ならびに機材及びソフトウェア等に総額12百万円の設備投資を行いました。

③ 資金調達の状況

該当する事項はございません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当する事項はございません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はございません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はございません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当する事項はございません。

(2) 財産及び損益の状況

区　　分	第 39 期 2015年度	第 40 期 2016年度	第 41 期 2017年度	第 42 期 (当事業年度) 2018年度
売　　上　　高(百万円)	1,102	884	834	863
経　常　利　益(百万円)	31	13	22	47
当期純利益または 当期純損失(△)(百万円)	39	△83	38	42
１株当たり当期純利益または １株当たり当期純損失(△)	6円28銭	△13円26銭	6円19銭	6円69銭
総　　資　　産(百万円)	823	785	774	806
純　　資　　産(百万円)	635	552	591	633

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社に関する事項

当社の親会社は株式会社図研で、同社は当社の株式2,539,690株（持株比率40.41％）を保有し、財務諸表等規則に規定する実質支配力基準に基づく親会社に該当いたします。

② 親会社等との間の取引に関する事項

１．当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社等である株式会社図研、図研ネットウエイブ株式会社との取引に際しましては、少数株主の保護の観点から取引条件が他の取引先との間の同種取引と同様な適正条件であるかどうかを確認しております。

なお、図研ネットウエイブ株式会社は、当社代表取締役勝部迅也が代表取締役を兼任する兄弟会社です。

２．当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社の取締役会は、親会社等との取引に当たって当該取引の必要性に留意し、取引条件が他の取引先との間の同種取引に照らし相当であると認められたことから、当社の利益を害することはないと判断しております。

３．取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当する事項はございません。

③ 重要な子会社の状況

該当する事項はございません。

④ その他

該当する事項はございません。

(4) 対処すべき課題

当社は、組込コア技術のリーディングカンパニーとして、強みである「つなぐ」「ながす」の通信ミドルウェアのビジネスでは確固たる地位を構築しつつありますが、ミドルウェアのライセンス販売はお客様の開発計画に左右されるため、どうしても需要の波が発生する側面があり、さらには規格の普及にも影響を受けやすい側面が存在しております。

そこで、システムユーザーを対象として、当社のミドルウェア製品及びストリーミング技術をパッケージ化し、お客様が提供するサービスやシステムに組込んで継続的に使用していただくビジネスの開拓を行い、案件の大型化と安定的な収益確保を行うことが課題であると認識しております。

さらには、日本でも普及が見込まれる「製造業全般における機能安全」対応の市場開拓を行うため、LSIベンダー等との協業による拡販と、各種プロトコル製品の拡充によるターゲット市場の開拓も課題であると認識しております。

また、これらの展開を図るためにはエンジニアの確保・育成も課題となってまいります。当社では、進化する技術に的確に対応し、事業基盤を支える技術者の採用に努めるとともに、外部人材との連携により多様な知識・経験を取込、新たな製品及びサービスの企画・開発と品質管理を行うことのできる人材の育成に努め、ダイバーシティに意を用い広く人材を活用することが課題であると認識しております。

加えて、財務面では、営業キャッシュフローに常に意を用い、かつ収益力強化の結果として得られる各事業年度の利益を源として、貸借対照表の純資産の部の一層の充実を図っていくことが当社における課題であると考えております。

(5) 主要な事業内容（2019年３月31日現在）

区分	分野	内容
通信ミドルウェア事業	ＩＰセキュリティ分野	ミドルウェアライブラリ（「KASAGOシリーズ：TCP/IPプロトコルスタック」、「Ze-PROシリーズ：ONVIF、SIP、RTP、SCP」）
	車載通信分野	ミドルウェアライブラリ（「Ze-PROシリーズ：MirrorLink、EthernetAVB」）
	産業分野	ミドルウェアライブラリ（「KASAGOシリーズ：ECHONET Lite」、「Ze-PROシリーズ：CC-Link IE Safety、CC-Link IE Field Basic」）、通信ボード、アプリケーションパッケージ「チョコ停Finder」

(6) 主要な事業所（2019年３月31日現在）

事業所名	所在地
本社	横浜市港北区
大阪営業所	大阪市淀川区

(7) 従業員の状況（2019年３月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
51名（１名）	１名増（０名）	44.9歳	12.4年

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2019年３月31日現在）

該当する事項はございません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当する事項はございません。

２．会社の株式に関する事項（2019年３月31日現在）

(1)　発行可能株式総数　　21,200,000株

(2)　発行済株式の総数　　6,284,944株

(3)　株主数　　3,203名

(4)　大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社図研	2,539,690株	40.41％
野口治雄	126,000	2.00
玉井喜世治	115,200	1.83
大阪中小企業投資育成株式会社	96,912	1.54
松田一之	80,000	1.27
宝川等	75,000	1.19
松井証券株式会社	63,900	1.02
日本証券金融株式会社	52,500	0.84
清水稔之	50,100	0.80
水口貴雅	38,300	0.61

（注）持株比率は自己株式（160株）を控除して計算しております。

３．会社の新株予約権等に関する事項

(1)　当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当する事項はございません。

(2)　当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付された新株予約権の状況

該当する事項はございません。

(3)　その他新株予約権等に関する重要な事項

該当する事項はございません。

４．会社役員に関する事項

(1)　取締役の氏名等（2019年３月31日現在）

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	勝　部　迅　也	株式会社図研　代表取締役副社長 図研ネットウエイブ株式会社　代表取締役会長 図研テック株式会社　代表取締役
代表取締役社長	朝　倉　　尉	
取　締　役	下　条　雅　人	事業戦略担当
取　締　役	江　口　慎　一	管理本部長
常勤監査等委員である取締役	西　　伸　孝	
監査等委員である取締役	木　村　廣　隆	
監査等委員である取締役	相　馬　粛　一	株式会社図研　常務取締役

（注）１．監査等委員である取締役西伸孝氏は、常勤監査等委員であります。
当社では、常勤者の有する高度な情報収集力及び内部統制システムの活用や、会計監査人及び内部監査部門等との連携を密に図るとともに、業務執行取締役とのコミュニケーションを円滑にして監査等委員会の職務執行の円滑化を図り、監査・監督機能とコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るため、常勤監査等委員を選定しております。
２．監査等委員である取締役西伸孝氏及び木村廣隆氏は、社外取締役であります。
３．社外取締役西伸孝氏及び木村廣隆氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．監査等委員である取締役西伸孝氏は、以下のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・監査等委員である取締役西伸孝氏は、長年に亘り上場企業の財務部長として、財務業務に携わってきた豊富な経験に加え、上場企業の監査役の経験も有しております。

(2)　責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役（社外取締役）西伸孝氏、監査等委員である取締役（社外取締役）木村廣隆氏及び監査等委員である取締役相馬粛一氏の３氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3)　取締役の報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の総額
取締役（監査等委員である者を除く。）	3名	36百万円
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	2名 (2名)	5百万円 (5百万円)
合　　計 （うち社外取締役）	5名 (2名)	42百万円 (5百万円)

（注）１．当事業年度末現在の取締役（監査等委員である者を除く。）は４名、監査等委員である取締役は３名（うち社外取締役は２名）であります。上記取締役（監査等委員である者を除く。）及び監査等委員である取締役の支給員数と相違しておりますのは、無報酬の取締役（監査等委員である者を除く。）ならびに監査等委員である取締役がそれぞれ１名ずつ存在しているためであります。

２．取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

３．取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬限度額は、2015年６月24日開催の第38回定時株主総会において、年額200百万円以内と定めた固定枠と、前事業年度の当期純利益の４％以内（上限20百万円とし、社外取締役には支給しない。）と定めた変動枠の合計額（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

４．監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年６月24日開催の第38回定時株主総会において、年額120百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・該当する事項はございません。

ロ．他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・該当する事項はございません。

ハ．当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査等委員会への出席状況

	取締役会（17回開催）		監査等委員会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査等委員である取締役 西 伸孝	17回	100%	14回	100%
監査等委員である取締役 木村廣隆	17	100	14	100

・取締役会及び監査等委員会における発言状況

監査等委員である取締役西伸孝氏は、上場企業において財務業務の豊富な経験に加え、上場企業の監査役の経験を有しており、上場企業の監査役の見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言及び内部統制構築に当たり助言・提言を行っております。また、監査等委員会において内部監査及び経理処理等について適宜、必要な提言を行っております。

監査等委員である取締役木村廣隆氏は、上場企業の連結子会社において取締役及び監査役の経験を有しており、上場企業の連結子会社の監査役の見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会において内部監査等について適宜、必要な提言を行っております。

５．会計監査人の状況

(1)　名称　　EY新日本有限責任監査法人

（注）2018年７月１日付で新日本有限責任監査法人から名称変更しております。

(2)　報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区別しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3)　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

(4)　責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

６．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、大切な資本をお預かりさせていただいた株主の皆様に対し、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、当事業年度の業績や資金収支を総合的に判断し利益還元を実施することを基本方針としております。

また、当社の事業は技術革新の激しい情報通信・エレクトロニクス業界に属しているため、内部留保につきましては、将来に亘り恒久的に業績の向上を図っていくための長期的視野に立った研究開発や人材育成に有効活用してまいります。

現在の当社は、経常的に利益を計上できる事業基盤を構築しつつあり、早期の復配を果たすべく努力を重ねておりますが、当事業年度におきましては、繰越損失金の解消には至っておりませんので、誠に遺憾ながら期末配当を無配とさせていただきます。

株主の皆様方の平素のご支援とご期待にお応えできず、誠に遺憾ではございますが諸事情ご賢察のうえ、ご理解賜りたく存じます。

全社を挙げて早期の復配を果たすべく努力を重ねてまいります。

７．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1)　業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は、以下のとおりであります。

①　取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業理念に基づいた企業行動指針を制定しその遵守を図る。

取締役会については、取締役会規則に基づいて運営され、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に職務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止する。

取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査等委員会及び取締役会に報告し、その是正を図る。

また、当社は業務執行全般に亘り適宜、弁護士、税理士、社会保険労務士等社外の専門家の助言、支援を受けることとする。

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては毅然とした態度で臨み、一切の係わりを持たず、また、不当な要求を断固として拒絶することを改めて明確化する。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報、文書については、法令及び社内規程に従い適切な保存及び管理を行う。

また、取締役は必要に応じて随時これを閲覧することができる。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役は、それぞれ自己の担当領域において、リスク管理体制を構築する責任と権限を有する。

代表取締役は、全社のリスク管理を統括する。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

１．取締役会を毎月一回定時に開催する他、必要に応じて適宜開催する。

２．取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程等関連規程に基づいて効率的に進める。

⑤　使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

１．コンプライアンス体制の基礎として企業行動指針を企業行動のガイドラインとする。

取締役は、自己の担当領域におけるコンプライアンス状況を常に把握し管理する。

２．内部監査室は、コンプライアンスの全社的な部署として独立した組織として位置づけ、監査結果を定期的に取締役会及び監査等委員会に報告する。
３．コンプライアンス体制の万全を期するため、社外取締役（株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員）を内部通報窓口に選定し、通報があった場合、適宜取締役会及び監査等委員会に報告して、違法・不当行為の未然防止と早期発見に努め、独立・中立的立場から内部統制システムを担保する。また、内部通報制度規程を制定し、社内に開示することで、その連絡先と通報相談処理体制を明らかにし、かつ通報者の保護を行う。

⑥　当社及びその親会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
１．親会社の企業理念・指針は、当社においてもこれを共有・実践する。
２．当社内部監査室は、業務の適正を確保するための規程等を整備・運用し、その内部統制の状況や業務プロセスの記録等を親会社内部統制部門へ報告する。
３．親会社を含むグループ会社間の取引については、取引の客観性及び合理性を確保するとともに、親会社との取引に関しては、親会社からの独立性を確保する。

⑦　監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、その取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である者を除く。）からの独立性に関する事項ならびに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
１．監査等委員会が必要と認めた場合、監査等委員会の職務を補助するための監査等委員会補助者を設置し、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かないこととする。
２．監査等委員会補助者は、その職務に関しては、取締役（監査等委員である者を除く。）等の指揮、命令を受けないものとし、その任命、解任等については監査等委員会の同意を得ることとする。
３．監査等委員会補助者は、監査等委員会との連携を密にし、監査等委員会の指示に従いその職務を行う。

⑧　取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
１．取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人は、監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められた時は、速やかに報告する。

２．取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った時は、遅滞なく監査等委員会に報告する。
３．取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定結果を遅滞なく監査等委員会に報告する。
４．当社は、監査等委員会への報告を行った取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、内部通報制度規程で定める「通報者等の保護」に基づき、当該報告をした者の保護を行う。

⑨　監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払等の請求をした時は、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑩　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

１．監査等委員会は、取締役（監査等委員である者を除く。）との連携を密にし、意思の疎通を図る。
２．監査等委員会は、内部監査部門及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会等を開催し、その連携を密にする。

(2)　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制に基づき、体制の整備及び適切な内部統制システムの運用に努めております。なお、当事業年度に実施した当社における内部統制システムの主な運用状況の概要は、以下のとおりであります。

①　コンプライアンスに対する取組の状況

当社は、企業行動指針を制定し、社内イントラネットへ掲載し当社の役員及び従業員一人一人が随時確認できる環境を整備するとともに、コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、インサイダー取引防止に関する規程等を定め、社内イントラネットへ掲載し周知を継続しております。また、インサイダー取引規制セミナーへ参加し、コンプライアンス意識の向上を図るとともに、取締役は自己の担当領域におけるコンプライアンス状況を常に把握し管理しております。

コンプライアンス体制の万全を期するため、内部通報制度規程を制定し、社内イントラネットへ掲載し周知を継続しております。さらに、内部通報制度規程により通報者が保護されるよう体制を整備しております。

②　職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組の状況

当社の取締役会は、取締役（監査等委員である者を除く。）４名、監査等委員である取締役３名（うち社外取締役は２名）の合計７名で構成され、月１回の定例取締役会を開催するとともに、必要に応じて適宜開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

また、取締役会規則、業務分掌規程、職務権限規程等の社内規程により、経営陣に対する委任範囲を定め、取締役会、代表取締役、取締役等に対して、決定、承認等に関する権限を明確に定め、効率的に業務執行を行っております。

③　損失の危険の管理に対する取組の状況

当社は、監査・監督機能とコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るため、監査等委員会設置会社へ移行し、取締役会はコーポレート・ガバナンス体制の運用が有効に行われているか監督しております。

また、情報セキュリティ基本方針及び特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針を定め、社内イントラネットへ掲載し、情報セキュリティ管理体制を確立しております。また、情報の保存管理は、法令及び文書管理規程等関連規程に基づき、適切に保管及び管理を行い、廃棄の際には、溶解処理等により再生不可能とする処分方法により廃棄する等、不適切な情報管理及び機密情報流出の未然防止に向けた取組を行っております。

④　監査等委員会の職務の実効性の確保に対する取組の状況

監査等委員会は、監査等委員である取締役３名（うち社外取締役は２名）で構成され、原則月１回の監査等委員会を開催するとともに、監査等委員である取締役のうち社外取締役１名が常勤し、監査等委員会規則及び監査等委員会監査基準に基づき取締役会の他社内の重要な会議に出席し、また、業務執行取締役と常時意見交換を行い、さらに稟議書等を随時閲覧することにより、内部統制システムを通じ適法性及び妥当性の観点から監査を行い、監査等委員会を核とした経営監視体制をとっております。

監査等委員会は、内部監査部門が行った監査に関する報告を受ける他、内部監査部門との連携を密にし、効果的な監査が実施可能な体制を構築しております。

なお、内部監査部門は、年間の監査計画に基づき各部門の内部監査を実施し、監査結果を定期的に取締役会及び監査等委員会に報告するとともに、その内部統制の状況や業務プロセスの記録等を親会社内部統制部門へ報告しております。

⑤　反社会的勢力排除に対する取組の状況

当社は、反社会的勢力に対して組織全体として毅然とした態度で臨み、当該勢力との取引関係その他一切の関係を遮断していくことを基本方針としております。係る方針の下、管理本部を対応統括部署として、神奈川県企業防衛対策協議会に加入する等、警察をはじめとする外部の専門機関とも緊密な連携関係を構築しつつ、反社会的勢力に関する情報の収集・管理に努める他、対応マニュアルの整備等、反社会的勢力の排除に向けた体制の整備を推進しております。

８．会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針について、重要な事項と認識しておりますが、当社の株主構成等を鑑み、現時点では特に買収防衛策等は定めておりません。

貸借対照表

(2019年３月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	740,068	【流動負債】	156,763
現金及び預金	483,062	買掛金	29,734
受取手形	1,177	未払金	16,467
電子記録債権	6,911	未払費用	7,408
売掛金	233,124	未払法人税等	13,344
商品及び製品	2,862	未払消費税等	14,194
仕掛品	2,050	預り金	6,107
原材料	108	前受収益	18,092
前払費用	6,812	リース債務	3,083
未収入金	3,693	賞与引当金	38,396
その他	364	製品保証引当金	9,933
貸倒引当金	△100	【固定負債】	15,823
【固定資産】	66,016	長期前受収益	272
(有形固定資産)	12,006	リース債務	7,844
建物	1,669	退職給付引当金	2,729
工具器具備品	2,751	資産除去債務	4,977
リース資産	7,585	負債合計	172,586
(無形固定資産)	21,499	純資産の部	
ソフトウェア	13,020	【株主資本】	633,498
ソフトウェア仮勘定	910	(資本金)	500,000
リース資産	2,403	(資本剰余金)	135,998
電話加入権	5,164	資本準備金	81,886
(投資その他の資産)	32,509	その他資本剰余金	54,111
投資有価証券	3,500	(利益剰余金)	△2,408
敷金・保証金	2,059	その他利益剰余金	△2,408
会員権	530	繰越利益剰余金	△2,408
破産更生債権等	2,498	(自己株式)	△91
繰延税金資産	25,772	純資産合計	633,498
貸倒引当金	△1,850		
資産合計	806,085	負債・純資産合計	806,085

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損　益　計　算　書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		863,472
売上原価		416,365
売上総利益		447,106
販売費及び一般管理費		400,021
営業利益		47,084
営業外収益		
受取利息	10	
助成金収入	574	
為替差益	149	
受取手数料	104	
その他	6	844
営業外費用		
支払利息	179	179
経常利益		47,749
税引前当期純利益		47,749
法人税・住民税及び事業税	9,668	
法人税等調整額	△3,962	5,706
当期純利益		42,043

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

株主資本等変動計算書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
2018年4月1日期首残高	500,000	81,886	54,111	135,998	△44,452	△44,452
事業年度中の変動額						
当期純利益					42,043	42,043
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	42,043	42,043
2019年3月31日期末残高	500,000	81,886	54,111	135,998	△2,408	△2,408

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
2018年4月1日期首残高	△91	591,454	591,454
事業年度中の変動額			
当期純利益		42,043	42,043
事業年度中の変動額合計	－	42,043	42,043
2019年3月31日期末残高	△91	633,498	633,498

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの　　移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商　　品　　移動平均法による原価法

製品・仕掛品・原材料　　主に総平均法による原価法

なお、収益性が低下したたな卸資産については、帳簿価額を切り下げております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

法人税法に定める定率法

（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

② 無形固定資産（リース資産を除く）

法人税法に定める定額法。なお、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量に基づく償却額と残存有効期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する方法、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金は、従業員の賞与の支出に備えるため、翌事業年度支給見込額の当事業年度負担分を計上しております。

③ 製品保証引当金は、製品等の無償補修費用の支出に備えるため、過去の実績に基づく将来発生見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、将来支給予定額を計上しております。なお、2007年４月１日をもって、退職一時金制度を凍結しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の処理方法は、税抜方式によっております。

２．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　67,978千円

(2) 関係会社に対する金銭債権・債務

関係会社に対する短期金銭債権　4,860千円

関係会社に関する短期金銭債務　118千円

３．損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引高　4,500千円

その他の営業取引高　24,496千円

(2) 研究開発費の総額　21,211千円

４．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式　6,284,944株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式　160株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	590千円
退職給付引当金	827千円
賞与引当金	11,634千円
製品保証引当金	3,009千円
減価償却費損金算入限度超過額	461千円
たな卸資産評価損	2,971千円
資産除去債務	1,508千円
ゴルフ会員権	5,044千円
税務上の繰越欠損金（注２）	278,701千円
その他	4,197千円
繰延税金資産小計	308,947千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注２）	△271,804千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△11,024千円
評価性引当額小計（注１）	△282,829千円
繰延税金資産合計	26,118千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△346千円
繰延税金負債合計	△346千円
繰延税金資産の純額	25,772千円

（注）１．評価性引当額が前事業年度末より 170,124千円減少しております。この減少の主な内容は、当事業年度末に税務上の欠損金の繰越期限切れがあったためであります。

（注）２．税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度（2019年３月31日）

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）	合計（千円）
税務上の繰越欠損金（a）	191,372	6,181	25,227	33,295	－	22,625	278,701
評価性引当額	△184,475	△6,181	△25,227	△33,295	－	△22,625	△271,804
繰延税金資産	6,897	－	－	－	－	－	(b) 6,897

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 翌事業年度において課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金の一部を回収可能と判断しております。

6．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等を中心に行っており、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

受取手形、電子記録債権及び売掛金に係る取引先の信用リスクは、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握やリスク低減を図っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年３月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	483,062	483,062	－
(2) 受取手形	1,177	1,177	－
(3) 電子記録債権	6,911	6,911	－
(4) 売掛金	233,124	233,124	－
(5) 買掛金	(29,734)	(29,734)	－
(6) 未払金	(16,467)	(16,467)	－

(*) 負債に計上されているものについては、(　)で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、(4) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 買掛金、(6) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）非上場株式（貸借対照表計上額3,500千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

7．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　100円80銭

(2) １株当たり当期純利益　6円69銭

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年５月９日

図 研 エ ル ミ ッ ク 株 式 会 社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　伊　藤　恭　治　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　林　　美　岐　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、図研エルミック株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2018年４月１日から2019年３月31日までの第42期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①　監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

②　事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年５月10日

図研エルミック株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員（社外取締役）　西　　伸　孝　㊞

監 査 等 委 員（社外取締役）　木　村　廣　隆　㊞

監 査 等 委 員　　相　馬　粛　一　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役（監査等委員である者を除く。）５名選任の件

取締役（監査等委員である者を除く。）全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の強化のため１名増員し、取締役（監査等委員である者を除く。）５名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会より各取締役（監査等委員である者を除く。）候補者は、業務執行状況等を踏まえ、指摘するべき点はない旨の意見表明を受けております。

取締役（監査等委員である者を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	勝部迅也（かつべじんや） (1942年10月13日生)	1982年１月　株式会社図研入社営業部長 1984年１月　同社取締役営業本部長 1990年４月　同社常務取締役経営管理本部長 1995年６月　同社専務取締役経営管理本部長 兼海外事業本部長兼技術本部長 1999年４月　同社専務取締役（最高執行責任者） 2004年６月　同社代表取締役副社長 （現任） 2006年４月　図研ネットウエイブ株式会社 代表取締役会長 （現任） 2009年６月　当社取締役会長 2009年９月　当社代表取締役会長 （現任） 2012年10月　株式会社ジィーサス （現図研テック株式会社）代表取締役 （現任）	0株
	取締役（監査等委員である者を除く。）候補者とした理由等 親会社である株式会社図研の代表取締役副社長であり、永年の経営者としての豊富な経験と客観的な見地から経営上の助言を行うとともに、ガバナンス・収益力向上等経営全般に対する監督を適切に行っております。企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
2	朝倉 尉（あさくら じょう） (1970年２月９日生)	1993年４月　株式会社図研入社 2007年４月　同社SoC事業部イノベーション営業部統括マネージャー 2007年10月　同社SoC事業部事業部長代理 2008年６月　当社取締役 2009年６月　当社取締役営業本部担当 2010年１月　当社取締役副社長 2010年６月　当社代表取締役社長 （現任）	10,000株
	取締役（監査等委員である者を除く。）候補者とした理由等 2010年より代表取締役社長として事業構造改革を強いリーダーシップで実施し、また、高い識見から取締役会議長として、経営上重要な案件について十分かつ適切な説明を行い、取締役会の意思決定の機能を高めております。持続的な成長と企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		
3	下条 雅人（しもじょう まさと） (1970年３月22日生)	1990年４月　大洋電機通信株式会社入社 1996年10月　株式会社ジール入社 1999年３月　当社入社 2005年４月　当社営業部エンベデッドグループ担当部長 2009年４月　当社マーケティング部長 2010年４月　当社マーケティング本部長 2010年10月　当社リブウェア事業部長 2011年６月　当社取締役リブウェア事業部長 2012年８月　当社取締役ビジネス統括本部長 2013年４月　当社取締役営業本部長 2013年10月　当社取締役リブウェア統括本部長 2014年４月　当社取締役事業統括 2015年４月　当社取締役事業戦略室長 2015年10月　当社取締役ゲートウェイ本部長 2017年４月　当社取締役事業戦略担当 （現任）	1,000株
	取締役（監査等委員である者を除く。）候補者とした理由等 営業部門において深い知識・豊富な経験を有し、新規ビジネスを早期に立ちあげる戦略の観点から当社の経営を担っております。当社製品及び技術に関する知見を踏まえ、事業戦略担当として適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
4	江口 慎一（えぐち しんいち） (1962年９月５日生)	1987年４月　株式会社ソディック入社 2009年１月　同社内部統制・法務文書管理室長 2010年３月　当社入社管理部長 2011年４月　当社管理本部長 2013年６月　当社取締役管理本部長 （現任）	1,000株
	取締役（監査等委員である者を除く。）候補者とした理由等 管理部門において深い知識・豊富な経験を有し、財務基盤の強化やコンプライアンス経営の徹底に尽力しております。経営全般の透明性と健全性の維持向上及びコーポレート・ガバナンスの向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		
5	※ 藤井 孝博（ふじい たかひろ） (1974年10月14日生)	1999年４月　株式会社OA研究所入社 2007年８月　株式会社図研入社 2009年６月　当社入社 2015年10月　当社リブウェア開発部長 2017年４月　当社開発本部長 （現任）	100株
	取締役（監査等委員である者を除く。）候補者とした理由等 開発部門における業務経験と、製品及び技術に関する知見が、当社の通信ミドルウェア事業の一層の強化に必要不可欠なものであり、今後の経営基盤強化と企業価値向上に寄与するものと判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。		

（注）１．※印は、新任の取締役（監査等委員である者を除く。）候補者であります。
２．候補者勝部迅也氏は、当社の特定関係事業者（親会社等）である株式会社図研、図研ネットウエイブ株式会社の代表取締役であり、各社と当社との間には製品の販売、サービスの購入及び事務所の賃借等の取引関係があります。
３．上記以外の各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。

第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

また、監査等委員である取締役より、各監査等委員である取締役候補者は、監査等委員会監査基準の定めに基づく、監査等委員である取締役候補者の選定基準の要件を満たしており、指摘するべき点はない旨の意見表明を受けております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	西（にし）　伸孝（のぶたか） (1954年８月６日生)	1977年４月　パイオニア株式会社入社 1991年11月　株式会社図研入社 1996年７月　株式会社リアルビジョン監査役 （社外監査役） 1997年４月　株式会社図研財務部長 1997年５月　株式会社ジィーサス （現図研テック株式会社）監査役 （社外監査役） 2001年４月　図研ネットウエイブ株式会社監査役 （社外監査役） 2005年４月　株式会社図研管理本部財務部長 2008年３月　株式会社チップワンストップ監査役 （社外監査役） 2008年５月　ズケン・コリアInc.監査役 2008年８月　台湾図研股份有限公司監査役 2014年６月　当社常勤監査役（社外監査役） 2015年６月　当社常勤監査等委員である取締役 （社外取締役） （現任）	0株
	監査等委員である社外取締役候補者とした理由等 上場企業において財務業務の豊富な経験に加え、上場企業の監査役の経験を有しており上場企業の監査役経験に基づく見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言をしていただくとともに、経営を監督する役割を担っていただいております。その経験等を経営の監督・監査に活かしていただけるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。 なお、直接企業経営に関与したことはありませんが、上場企業の財務部長として、企業財務に関する豊富な知識を有していることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。 また、当社監査等委員である社外取締役の在任期間は本総会の終結の時をもって４年であります。さらに、過去に当社の社外監査役であったことがあります。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位、担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する
当社株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>木村廣隆
（1949年５月７日生）</td><td>1968年４月　三菱電機株式会社入社
1998年10月　同社生産システム本部
設計システム技術センター
電子回路応用技術部長
2001年４月　同社生産システム本部
設計システム技術センター長
2005年10月　同社生産システム本部技師長
2007年６月　三菱電機エンジニアリング株式会社
入社技術推進部長
2009年６月　同社取締役技術推進部長
2011年６月　同社常勤監査役
2013年８月　株式会社ジィーサス
（現図研テック株式会社）
入社技術顧問
2014年６月　当社監査役（社外監査役）
2015年６月　当社監査等委員である取締役
（社外取締役）
（現任）</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="3">監査等委員である社外取締役候補者とした理由等
上場企業の連結子会社において取締役及び監査役の経験を有しており、上場企業の連結子会社の監査役経験に基づく見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言をしていただくとともに、経営を監督する役割を担っていただいております。その経験等を経営の監督・監査に活かしていただけるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。
なお、当社監査等委員である社外取締役の在任期間は本総会の終結の時をもって４年であります。さらに、過去に当社の社外監査役であったことがあります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>相馬肅一
（1960年１月15日生）</td><td>1991年３月　株式会社図研入社
2001年４月　同社総務部長
2004年１月　同社総務人事部長
2005年４月　同社管理本部長
2005年６月　同社取締役管理本部長
2015年６月　当社監査等委員である取締役
（現任）
2016年６月　株式会社図研常務取締役管理本部長
（現任）</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="3">監査等委員である取締役候補者とした理由等
親会社である株式会社図研の常務取締役であり、上場企業の取締役経験に基づく見地から、監査・監督機能を充実させるために適任であると判断し、引き続き監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

（注）１．各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
２．相馬粛一氏の現在及び過去５年間の当社の特定関係事業者（親会社）における地位及び担当につきましては、上記「略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおりであります。
３．西伸孝氏及び木村廣隆氏は、社外取締役候補者であります。
４．西伸孝氏及び木村廣隆氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
５．西伸孝氏は、上記「略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおり、過去５年間において当社の特定関係事業者（親会社）である株式会社図研の業務執行者でありました。
なお、同氏は、当社の特定関係事業者（親会社）である株式会社図研を2014年６月24日付で退職しております。
６．木村廣隆氏は、上記「略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおり、当社の特定関係事業者（親会社の子会社）である株式会社ジィーサス（現図研テック株式会社）の業務執行者でありましたが、同社を2014年３月31日付で退職しております。
７．西伸孝氏、木村廣隆氏及び相馬粛一氏と当社との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。また、各氏が監査等委員である取締役に選任された場合には、当該契約を継続して締結する予定であります。

第３号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第３項の規定に基づき、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

また、監査等委員である取締役より、補欠の監査等委員である取締役候補者は、監査等委員会監査基準の定めに基づく、監査等委員である取締役候補者の選定基準の要件を満たしており、指摘するべき点はない旨の意見表明を受けております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する 当社株式の数
安藤和男 （1945年10月23日生）	1986年７月　司法書士登録 2015年８月　あしたば総合法務事務所開設代表 2018年３月　安藤和男司法書士事務所開設代表 （現任）	0株
補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由等 司法書士として培われた高度な専門的知識ならびに高い法令遵守の精神を有しており、その知識等を経営の監督・監査に活かしていただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。 なお、直接企業経営に関与したことはありませんが、専門的知識と長年の豊富な経験から、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

（注）１．候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
２．安藤和男氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
３．安藤和男氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であり、就任した場合、同取引所に独立役員として届け出る予定であります。
４．安藤和男氏が監査等委員である取締役に就任された場合には、当社との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。

（参考）社外取締役の独立性基準

当社は、社外取締役の独立性につきまして、実質的に一般株主との利益相反が生じる恐れがあるか否かにより判断することを方針としております。この方針の下、当社は、社外取締役が次の基準に該当する場合には、独立性はないものと判断しております。

１．当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
２．当社の主要な取引先またはその業務執行者
３．当社から役員報酬以外に年間10百万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
４．過去５年間において上記１～３に該当していた者
５．上記１～３に該当する者（重要な役職者に限る。）の配偶者または二親等以内の親族
６．当社または当社の親会社、兄弟会社の取締役（社外取締役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）もしくは重要な従業員である者の配偶者または二親等以内の親族

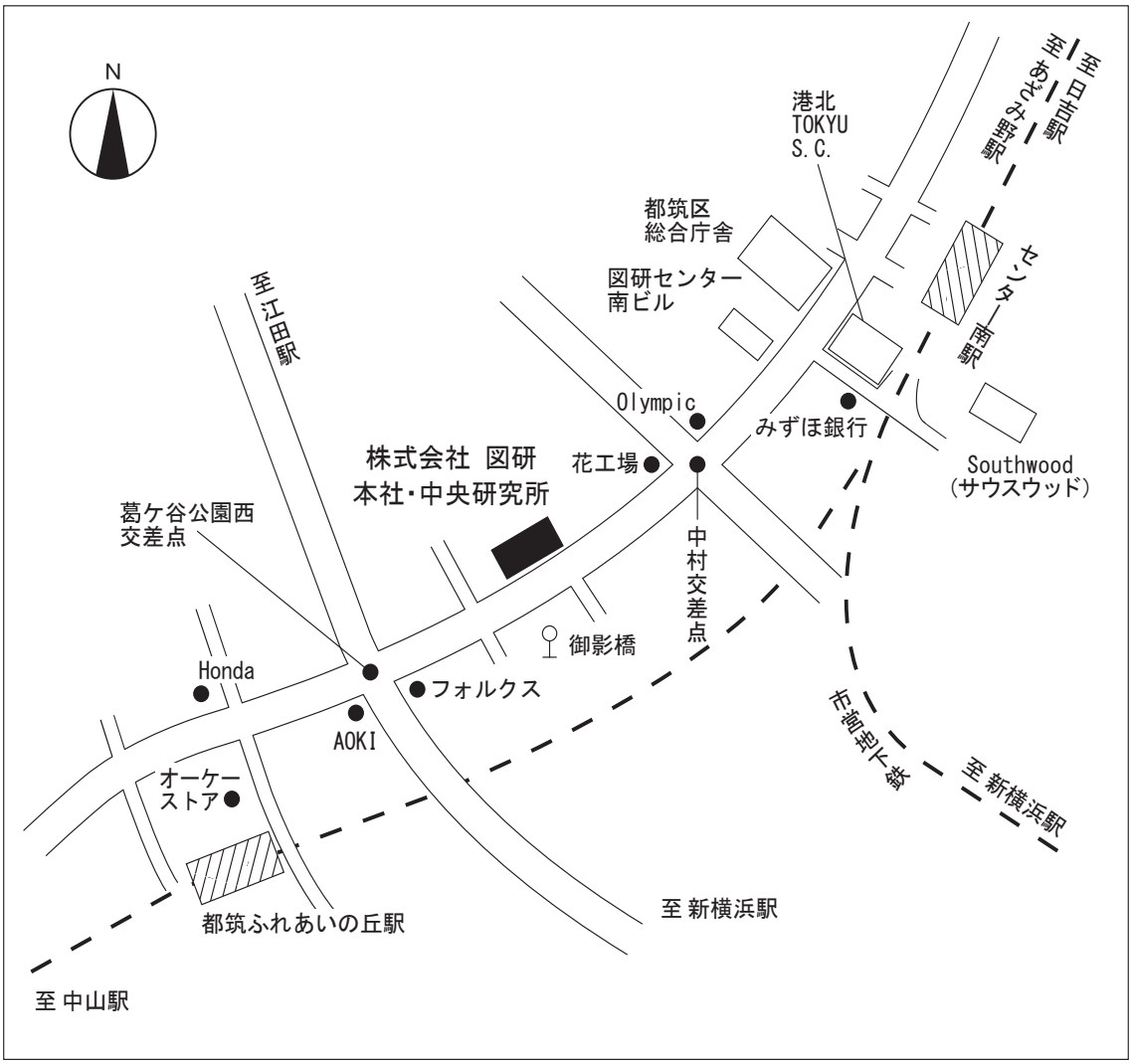
（注）上記１の「主要な取引先」とは「直近事業年度におけるその者の連結売上高の５％以上の支払を当社に対して行った者」をいい、また、上記２の「主要な取引先」とは「直近事業年度における当社の売上高の５％以上の支払を当社から受けた者」をいいます。

以　上

第42回定時株主総会会場ご案内図

株式会社図研　本社・中央研究所１階　図研ホール

横浜市都筑区荏田東二丁目25番１号



・横浜市営地下鉄　センター南駅下車　　徒歩15分

・横浜市営地下鉄　センター南駅下車　　市営バス　御影橋バス停前

・横浜市営地下鉄　都筑ふれあいの丘駅下車　徒歩10分

※　お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。